

# 森のせんせい登録要領

## (登録制度の目的)

第1 森林や木、木材に関する学習の指導者を「森のせんせい」として登録し、活動内容等の情報を学校や関連施設に提供することで、指導者と森林教育を望む場をつなぎ、森林と私たちの暮らし、経済がともに持続可能で豊かな社会を作っていくために、子どもから大人まで、三重県で暮らす誰もが、森林や木、木材に親しみ、自ら考え、判断して行動できる人に育つことを促す「みえ森林教育」(以下「森林教育」という)を推進することで、「みえ森林教育ビジョン」を実現させることを目的とする。

## (登録の対象となる団体および個人)

第2 登録の対象は、小学校等で森林教育の実践に携わることができる団体および個人で、次の項目を満たすものとする。

(1) 次あげるいずれかの教育活動の指導が可能であること。

① 森林の機能やはたらき、森林・林業の歴史や伝承、木材利用の意義、木工(竹材等も含む)、木育、森づくり活動、自然観察、持続可能な森林資源の活用など。

(2) 次の資格要件のいずれかに該当していること。

① 森林や自然に関する資格者(別紙1)又は県が実施する森林・林業関係の講座受講者で、これまでに上記(1)の①にあたる森林教育を実施したことのある個人。

② 森林教育活動の実績のあるNPO法人または団体。

③ 林業家、森林組合、認定林業事業体、木材組合連合会、木材流通加工業者、素材生産者、建築業者、林業研究グループなどの森林・林業関係者及び団体。

## (登録)

第3 登録を受けようとする団体および個人は、登録申請書(様式1)に下記の書類を添付してみえ森づくりサポートセンター(以下「サポートセンター」という)あて提出するものとする。

(1) 登録申請書添付書類

① 資格証等の写し

② 活動実績等の分かる資料

2 サポートセンターは、前項の登録申請書を受理し、その内容が適当と認められた場合には、申請のあった団体および個人を森のせんせいとして登録(以下「登録者」という)するとともに、登録通知書(様式2)により申請者へ通知する。

(名簿の作成)

第4 サポートセンターは、登録を行った森のせんせいの住所や連絡先等の登録内容を記載した名簿を作成するものとする。

(登録内容の変更または抹消)

第5 登録者が、登録内容の変更または抹消を求める場合は、登録の変更・抹消申請書(様式3)をサポートセンターあて提出するものとする。

2 サポートセンターは、前項の提出があった場合には、すみやかに登録内容を変更または抹消し、情報を周知するものとする。

3 サポートセンターは、森林環境教育活動等において、森のせんせいとしての不適切な事案等が確認された場合には、登録を抹消することができるものとする。

(登録者情報の取扱い)

第6 登録者の情報については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 市町教育委員会、小中学校、県有森林公園指定管理者から依頼があった場合等には必要に応じて登録者の情報を提供する。

(2) サポートセンターのホームページにより登録者の氏名または団体名、資格、活動内容、活動地域について公開する。また、登録者が所有するホームページにおいて活動の内容が紹介されている場合は、そのアドレスを公開する。

(3) 上記の(1)(2)については、登録者に可否を確認して行うものとする。

(4) 上記以外の情報公開は原則行わないものとする。

(5) サポートセンターは、森林教育に関する研修やイベント等について、必要に応じて登録者へ案内するほか、登録者の森林教育活動の状況を把握するために登録者情報を活用することができる。

(6) サポートセンターは、登録者のうち、学校や地域の活動において、中心となって企画・運営を行うことが可能な登録者については、必要に応じて協力を求めることができる。

(事務処理)

第7 この要領の第3から第6に定める事務は、みえ森づくりサポートセンター運営業務として受託者が行うものとする。

2 県林業研究所長は受託者へ、みえ森づくりサポートセンター運営業務を行う上で必要な登録者情報を付与するものとする。

(定めのない事項等)

第8 この要領に定めのないもののほか、必要な事項は、所長が別に定めるものとする。

- 1 この要領は、平成28年4月1日より適用する。
- 2 この要領を、改元にもない令和元年5月1日より一部改正する。
- 3 この要領を、令和2年7月17日より一部改正する。
- 4 この要領を、令和6年4月1日より施行する。

## 別紙1

### 森林・自然系の資格・講座の一例

1. プロジェクトワイルドエドゥケーター
2. 森林インストラクター
3. インタープリター
4. P L T (プロジェクト・ラーニング・ツリー) ファシリテーター
5. C O N E リーダー
6. ネイチャーゲームリーダー
7. L E A F インストラクター
8. 自然観察指導員
9. 樹木医
10. 技術士 (森林部門)
11. 林業士
12. 林業普及指導員
13. 木育インストラクター
14. 森の名手・名人
15. 地域の森林・木の文化伝承 (語り部)
16. 建築士
17. その他森林や自然の学習に関する資格や講座の修了者  
(対象となる資格・講座の内容がわかる資料を添付すること)

※順不同